

○銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第五十五号）【銀行告示】

改正案	現行
<p>(基本的項目)</p> <p>第四条 第一条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。第二十三条において同じ。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子会社の少数株主持分の合計額からのれんに相当する額、営業権（のれんを除く。以下同じ。）に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。第八条、第二十三条及び第二十六条において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。第八条、第二十三条及び第二十六条において同じ。）の合計額を控除したものとす。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(信用リスク・アセットの額への換算方法等)</p> <p>第八条 第一条の算式において資産（次の各号に掲げる場合について、</p>	<p>(基本的項目)</p> <p>第四条 第一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。この章及び第三章において同じ。）並びに、次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。第八条、第二十三条及び第二十六条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第八条、第二十三条及び第二十六条において同じ。）の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期純利益は、社外流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(信用リスク・アセットの額への換算方法等)</p> <p>第八条 第一条の算式において資産（次の各号に掲げる場合について、</p>

当該各号に定めるものを除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

一 第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 のれん、営業権、企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定及び金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産の純額に相当する額が第四条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額並びに第七条第一項に定める控除項目の額

二・三 (略)

(基本的項目)

第十四条 第十一条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く)、その他有価証券評価差損(財務諸表等規則第六十七条第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。第三十条において同じ。)及び新株予約権の合計額からのれんに相当する額、営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産(のれんを除く。第十八条、第三十条及び第三十三条において同じ。)に相当する額(企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。第十八条、第三十条及び第三十三条において同じ。)の合計額を控除したものとす。

当該各号に定めるものを除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

一 第一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定及び金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産の純額に相当する額が第四条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額並びに第七条第一項に定める控除項目の額

二・三 (略)

(基本的項目)

第十四条 第十一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定(非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益(財務諸表等規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。この章及び第四章において同じ。)並びに、次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。)から営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産(営業権を除く。第十八条、第三十条及び第三十三条において同じ。)に相当する額(当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第十八条、第三十条及び第三十三条において同じ。)の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期純利

258 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十八条 第十一条の算式において資産(次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

一 第十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 のれん、営業権、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定及び金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産に相当する額が第十四条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額並びに前条第一項に定める控除項目の額

二5四 (略)

(基本的項目)

第二十三条 第二十一条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子会社の少数株主持分の合計額からのれんに相当する額、営業権に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額の合計額を控除したものとする。

益は、社外流出予定額を控除した額とする。

258 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十八条 第十一条の算式において資産(次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

一 第十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定及び金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産に相当する額が第十四条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額並びに前条第一項に定める控除項目の額

二5四 (略)

(基本的項目)

第二十三条 第二十一条の算式において基本的項目の額は、資本勘定(非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)及び連結子会社の少数株主持分に相当する額の合計額から営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額の合計額を控除したものとする。ただし、資本勘定のうち当期純利益は、社外流出予定額を控除した額と

2・3 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第二十六条 第二十一条の算式において資産(のれん、営業権、企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産の純額に相当する額が第二十三条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額及び第二十五条第一項に定める控除項目の額を除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(基本的項目)

第三十条 第二十八条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非累積的永久優先株を含む、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く)、その他有価証券評価差損及び新株予約権の合計額からのれんに相当する額、営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額の合計額を控除したものとす。

2・3 (略)

する。

2・3 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第二十六条 第二十一条の算式において資産(営業権、連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産の純額に相当する額が第二十三条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額及び第二十五条第一項に定める控除項目の額を除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(基本的項目)

第三十条 第二十八条の算式において基本的項目の額は、資本勘定(非累積的永久優先株を含む、再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)から営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期純利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

2・3 (略)

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第三十三条 第二十八条の算式において資産(のれん、営業権、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、期限付劣後債務の取り入れについて取り入れ先の資金調達に際して銀行が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証相当額、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産に相当する額が第三十条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額及び前条第一項に定める控除項目の額を除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第三十三条 第二十八条の算式において資産(営業権、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、期限付劣後債務の取り入れについて取り入れ先の資金調達に際して銀行が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証相当額、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、金融庁長官が別に定める銀行について繰延税金資産に相当する額が第三十条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額及び前条第一項に定める控除項目の額を除く。)の各項目及び各オフ・バランス取引の与信相当額に乘ずるリスク・ウェイトは、別表第1に定めるところによるものとする。